

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：高森町草部地区指定棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項 (棚田等の名称及び範囲)

草部棚田、芹口棚田、菅山棚田、下切棚田、大切畑棚田、永野原棚田

※範囲については、別添１のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

○耕作放棄の防止・削減

- ・ 6 棚田において、畦畔及び法面の管理を適切に行う。
- ・ 6 棚田において、農道及び水路の管理を適切に行う。

○生産性・付加価値の向上

- ・ 菅山棚田において、床土の運搬については育苗マットを使用し、令和 11 年度までに播種作業の共同化について、播種の箱数 2, 5 0 0 箱を維持する。
- ・ 下切棚田において、令和 11 年度までに地域で機械利用組合を設立し、機械の共同利用化を行う。共同取組面積を 5 0 %以上とする。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○良好な景観の形成

- ・ 下切棚田において、多様な動植物や貴重な植物の生育空間や、蛍生育のビオトープ形成を行う。

○自然環境の保全・活用

- ・ 6 棚田において、周辺林地の除草作業を年 2 回行う。

○集落機能の強化

- ・ コミュニティ環境の形成について、従来通り毎月 1 回、菅山公民館での意見交換会実施し、今後の菅山地区の振興策について協議する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・ 6 棚田地域において、令和 11 年度までに、援農ボランティアを確保

し、関係人口の創出・拡大に取り組む。

- ・下切棚田において、年1回農村交流イベントを実施し、都市部との交流活動の場を設ける。

○棚田を観光資源とした地域振興

- ・菅山棚田において、来訪者案内のため設置した案内看板については、老朽化対策として随時補修を行う。

3 計画期間

認定の月から令和12年3月31日まで

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

①棚田等の保全

○耕作放棄の防止・削減

- ・6棚田において、各協定参加者が水田の畦畔及び法面の草刈りや維持管理作業を適切に行う。
- ・6棚田において、各協定参加者が受益対象となる農道（牧道）や水路周辺の草刈りや泥上げを定期的に行い、保全管理を徹底する。

○生産性・付加価値の向上

- ・菅山棚田において、育苗に必要な床土の運搬や播種作業の共同化を実施し、水温等の管理を共同化することで、健全な稲苗の生成を図り、生産性の向上につなげる。令和11年度までに播種の箱数1,000枚を目標とし、実施する。
- ・下切棚田において、地域で機械利用組合を設立し、地域既存機械等を登録管理し、共同利用化を実施する。管内水田面積の50%以上を作業管理する。

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○良好な景観の形成

- ・下切棚田において、棚田の水源を管理し、多様な動植物や貴重な植物の生育空間形成や、蛍の生育できるビオトープを形成し、棚田の多面的機能のさらなる維持管理を行う。

○自然環境の保全・活用

- ・6棚田において、稲作や野菜づくりに係る鳥獣被害防止の観点から、イノシシ等の有害獣との緩衝地帯の維持・確保を徹底すること

を目的に、周辺林地の除草作業を年2回行う。

○集落機能の強化

- ・菅山棚田において、令和7年度から令和11年度まで集落住民全体が集うコミュニティ環境年1回以上を形成し、棚田の価値の維持に努める。また、集落以外の住民の参加も呼びかけ、意見交換等を行うことで、集落全体の意識向上に努める。

③棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・6棚田地域において、令和11年度までに、田植えや稲刈りなどの営農活動に係る援農ボランティアを50名確保するとともに、各棚田の地域（観光）資源を広く紹介することを目的としたウォークラリーを毎年稲刈り前に実施することで、関係人口の創出・拡大に取り組む。
- ・下切棚田において、棚田地域の農業を紹介し、都市部との交流を目的とした農村交流体験イベントを年1回実施する。交流活動を通じて、棚田の価値の維持に努める。

○棚田を観光資源とした地域振興

- ・菅山棚田においては、伝えたい阿蘇の農業遺産資源にも認定されるなど、観光資源としての魅力を有し、来訪者も多数訪れるが、奥まった場所に位置し、誘導が無いため、道に迷われる方も多く発生している。観光案内板を

（2）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（1）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

高森町区草部地区指定棚田地域振興協議会は、高森町及び中山間地域等直接支払事業に取り組む各集落協定により構成する。なお、参加者の名称又は氏名については、別紙のとおりとする。